

秦野本町サッカー少年団の運営について

2023年1月4日

資金問題

近年の物価高騰により、招待試合の参加費が上昇してきております。また、サッカー協会が指導者ライセンス所有の義務化へシフトしてきており、指導者ライセンス選手取得費及び更新費が増加しております。

これらの変化に対処する為に、費用削減等を行ってまいりましたが、当団の資金運営が厳しい状態となっており、今年度は4年以下で10大会以上の招待試合を断っております。

後援会の負担

次に、どの少年団も同じようなスタイルで運営していると思いますが、後援会の役員さんの負担、夏合宿の役員さんの負担、学年役員さんの負担など高学年になると**保護者の負担**が増えてきます。

資金問題

- 招待試合の参加費の高額化
- ライセンス費用の増加

後援会の負担

- 後援会役員の業務
 - 団費の集金/保険手続き/各学年代表さんとの連絡など
- 夏合宿役員の業務
 - 合宿所の予約/バス手配/しおり作り/付き添いなど
- 学年役員の業務
 - コーチと保護者との連絡係/ユニフォームの購入手続き

将来に向け、安定運営するために、団の体制・運営の見直しが必要と考えております。次項にて今後の運営を提案します。

改善提案（来年度以降の団運営案）

2023 年度より

■ 団の費を見直し、安定した資金体制へ変更

	今年度（2022 年度）					来年度（2023 年度）				
	入団費	活動費	後援会費	月謝	年(参照)	保険代	活動費	後援会費	月謝	年(参照)
KIDS	3,000 円	0 円	500 円	500 円	9,000 円	1,000 円	250 円	250 円	500 円	7,000 円
1 年～2 年	3,000 円	250 円	500 円	750 円	12,000 円	1,000 円	500 円	500 円	1,000 円	13,000 円
3 年～4 年	3,000 円	500 円	500 円	1,000 円	15,000 円	1,000 円	1,250 円	750 円	2,000 円	25,000 円
5 年～6 年						1,000 円	2,000 円	1,000 円	3,000 円	37,000 円
回収方法	年 1 回 4 月に徴収					年 2 回（4 月・10 月に徴収）				

■ 後援会の合宿役員・本町カップ係を廃止⇒スタッフが対応する。

参考(くずは台)年間費
 1/2 年：21,000 円
 3/4 年：34,000 円
 5/6 年：40,000 円

参考(おおね SC)年間費
 1/2 年：27,800 円
 3 年：39,800 円
 4 年：51,800 円
 5/6 年：63,800 円

2024 年度より

■ 団専属の事務員を採用し、後援会役員、合宿役員を廃止し、後援会の負担を削減する。

■ 団の運営資金を企業からの寄付金や助成金を受け入れられる体制へ変更する。

上記、2 項目を進める上で当団を認定 NPO 法人化にする。

※スタッフは継続ボランティアにて対応する。

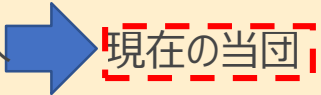
移行計画案

2023 年度より

		NPO				認定 NPO 法人			
		2023 年度				2024 年度			
		4月～	7月～	10月～	1月～	4月～	7月～	10月～	1月～
費用 関係	団費	団費見直し				団費と後援会費を統合			
	後援会費	後援会費見直し							
	寄付金等					寄付金・助成金を調達			
スタッフ	事務局業務	スタッフが対応				スタッフが対応（継続）			
	WEB 管理	スタッフが対応				事務スタッフを雇用			
	会計業務	スタッフが対応							
後援会 関係	後援会役員	代表・副代表・会計を選出							
	合宿役員/本町カップ係	スタッフが対応							
	卒団式係	新 5 年後援会から選出							
	学年担当	学年代表・学年会計・学年合宿係を選出				学年代表・学年会計・学年合宿係(見直)を選出（継続）			

参考資料：NPO とは

NPO 種類

- 認定 NPO 法人
- 仮認定 NPO 法人
- 認定を受けていない NPO 法人 
- 任意団体の NPO 類

NPO は社会問題を解決するための民間団体、団体発足における規定はない。しかし任意による団体のままでは税法上の優遇措置を受けたり、団体名義で契約を結んだりできない。法人格を有すると、給与を払って職員を雇えます。

主な資金源

- **会費**：会員から毎月（毎年）継続的に払われる資金
- **寄付金**：事業に賛同した者から見返りを期待せず拠出される金銭
- **助成金**：民間財団から事業遂行の手助けとして提供される資金
- **補助金**：行政機関から事業遂行の手助けとして提供される資金
- **受託事業収入**：企業や行政機関から委託された事業に提供される資金
- **借入金**や利息収入

NPO 法人を設立するメリット

- 税金が優遇される
- 人を雇用できる
- 社会的信用度が上昇する
- 社会的課題に対する公的機関と事業を連携しやすい
- 設立費用が軽減できる
- 補助金や助成金制度を利用できる

NPO 法人設立運営のデメリット

- 活動内容に制限がある
- 事務処理に労力がかかる
- 設立に時間がかかる
- 事業報告義務がある